

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 3 0 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

午後 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 発委第 1 号 | 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 号 | 平成 3 0 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 8 号 | 平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | 平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | 平成 3 0 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 | 平成 3 0 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | 平成 3 0 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 | 平成 3 0 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 | 平成 3 0 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 16 号 | 平成 3 0 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 17 号 | 平成 3 0 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 18 号 | 平成 3 0 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 19 号 | 平成 3 0 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 20 号 | 平成 3 0 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 21 号 | 平成 3 0 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 22 号 | 平成 3 0 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 23 号 | 平成 3 0 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 24 号 | 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 25 号 | 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 26 号 | 有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 27 号 | 有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 28 号 | 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 29 号 | 有田川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 25 | 議案第 30 号 | 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第26 議案第31号 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第32号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第33号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第34号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第35号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第36号 有田川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第37号 有田川町個人情報保護条例及び有田川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第38号 有田川町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第39号 和歌山県と有田川町の公平委員会に関する事務の委託について
- 日程第35 議案第40号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第36 議案第41号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第37 議案第42号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第38 議案第43号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第39 議案第44号 有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第40 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第41 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第42 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第43 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 増谷 憲

15番 湊 正剛

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町 長	中山 正隆	副 町 長	山崎 博司
住民税務部長	清水 美宏	福祉保健部長	早田 好宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立石 裕 視	建設環境部長	鈴木 幸敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	山 田 展 生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一ツ田 友也	書 長	記 林 美穂
---------	--------	-----	--------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか11人あります。

……………日程第1 発委第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、発委第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員会委員長（森谷信哉）

おはようございます。提案理由の説明を求められたので、議会運営委員会からの提案理由を申し上げます。

有田川町議会運営委員会条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。本改正理由としまして、1点目は、第2条において常任委員会の所管を定めておりますが、その表記が現在は「課の名前」になっているものを「部または教育委員会」という表記に改めるものです。

2点目は、有田川町公平委員会が平成30年3月31日をもって廃止され、その事務を和歌山県人事委員会に委託することになり、委員会条例第19条で、委員会への出席説明を要求できる者として公平委員会の委員長が、現在規定されておりますので、公平委員会廃止に伴い、この文面を削除する改正が必要となり、条例の一部を改正するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第7号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、議案第7号、平成30年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第7号、平成30年度有田川町一般会計予算について質疑をさせていただきます。何点かにわたって予定しておりますので、私のほうから関係部ごとにというか、そういう形で質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。部が違ふところもありますが、その点は担当部でお願いします。

まず、1点目は、公共施設等総合管理計画をつくっておりますけれども、この中で施設の更新、統廃合、長寿命化というのが明記されていますが、今後予定されている統廃合施設はどのようなものを想定されているのかお答えいただきたいと思います。

2つ目に、何と言いましても、有田川町の地域経済、商店の方々のなりわいを活性化させるためには、例えば一般会計と特別会計を見ますと、1億1,751万円の消耗品費の予算化、また備品費では4,372万円の予算化をされています。これを地元発注を高めていけば、大きな経済効果が発揮されると考えます。そういう意味では、毎年のように質疑もさせていただくのですが、なかなか現状としては、業者さんの都合もありますけれども、高まっていないのではないかと思います。高める立場で地元

への発注率をさらに上げて必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それから、次に、予算書の51ページですが、健康診断受診補助金、8,000円を組まれています。ここにこういう内容で含まれているのは、ちょっと何かなというような疑問を持ちましたので、お答えいただきたいと思います。

次に、同じ59ページの公式ホームページ更新事業の内容ですが、この事業について、どういうところに委託されるのか、それから更新作業はいつごろ終えるのか、一般町民としていつごろから新しいホームページが見られるのかお答えいただきたいと思います。

次に、59ページに女性・若者起業支援事業補助金、500万円がありますが、これまでの実績、それから今年度の具体的な計画があればお示しいただきたいと思います。

同じく、59ページの女性による有田川町ファンづくり補助金、200万円、これにおける事業目標を説明していただきたいと思います。

次に、61ページにある、地方創生推進交付金事業の需用費、399万1,000円と委託料の700万円の御説明をいただきたいと思います。

次に、63ページにある定額貸切タクシー補助金は、今回新しく導入するものですが、これは時間帯での補助となっているのでしょうか、例えば1日間利用するとすれば、その時間帯はそのタクシーを拘束できるということになるのか。また、補助基準と実施時期はいかがでしょうか。

次に、路線バス定期券購入補助金ですが、これにおける内容と購入見込みはいかがでしょうか。

次に、121ページに、商工会補助金が1,830万円組まれています。昨年の予算を見ますと、1,842万8,000円でありました。今回、商工会は金屋支所が吉備へ統合され、清水は行政局庁内に移転するということでお聞きしておりますが、そうなりますと、経費的にも結構縮減できることが可能であると思うんですが、そういう点から言いますと、補助金もほとんど変わらない状態であるのですが、この点はいかがでしょうか。商工会のほうから御説明があったのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、観光施設巡回バスですが、もう3月末で利用しないということになりました。今後、このバスの活用について、住民の皆さんから、どうなるんよ、もしくはまだ走らせてくれるんかとか、いろんな意見をいただいておりますが、今後の活用も含めて、維持管理とかはどうなっていくのか御説明をいただきたいと思います。

次に、健康福祉部関係ですが、1つは特定健診であります。特定健診について平成28年度実績で、また平成29年度のわかる範囲で集団健診と医療機関での各受診者数と受診率について御説明をいただきたいと思います。また、担当課では受診率を、これは国からの指導であります。60%を目標と明記されていますが、この

数値はかなり高い目標だと思うんですが、現在、三十数%の中で倍以上の達成はできるのかどうか、そういう根拠となるものがあれば説明をいただきたいと思います。

それから、同じく受診の関係で、県民総合健診センターの体制と民間医療機関を活用すると、それらの経費はどうなるのでしょうか。

次に、81ページに、ありがとうポイント券委託料、60万円の予算化がありますが、昨年の実績を示していただき、そこから見ましても、対象を拡大するようなものなのでしょうか。私は疑問を感じる点があるんですが、いかがでしょうか。

次に、建設環境部関係であります。毎年のように、風が吹いたり、台風が来たりしますと、町道の杉の木など、葉っぱが落ちてきて、大変であったり、土砂が落ちてきたりして、本当に町道整備作業員の作業は大変だと思いますが、この町道整備作業員をふやせという質疑をさせていただきますと、主要な町道での延長が長いところ、草刈り、掃除という御答弁をいただくのですが、そうなりますと具体的に主要な町道での箇所というのは、どういうところなのか。また、やっぱり増員が要るのではないかと思います。いかがでしょう。

次に、町道中井原中央線、道路改良工事、800万円の予算化であります。長年の担当課の御努力や住民の方々の御厚意、本当に献身的なお力添えをいただいて、やっと供用開始を迎えるような形になってきたわけですが、実際に供用開始時期はいつごろになるのか示していただきたいと思います。

次に、空き家再生等推進事業補助金500万円であります。これは撤去する場合だけの補助金でしょうか。再度、確認をさせていただきます。お願いします。

次に、教育部関係に移りますが、非常勤保育士の報酬1億2,812万円、一般会計と特別会計全体の報酬の51.7%も占めております。さらに臨時雇い賃金の保育士分は一般、特別会計の26%の4,429万円にもなっておりますが、やはり正規保育士の対応でなくて、臨時、非常勤の対応になっているのですが、この点、今後の見通しは相変わらずそういう形で行かれるのかどうか示していただきたいと思います。

次に、その一方で、保育士の正規職員の人数ですが、保育士正規必要人数は、現在何人になっているのでしょうか。

次に、非常勤保育士数と全体の保育士に占める割合はいかがでしょうか。また、臨時保育士数は何人でしょうか。

それから、この3月議会での一般質問の答弁で、正規保育士をふやしていきたいと町長は答弁されましたが、そういう点から言いますと、まず非常勤保育士の正規採用から考えてはいかがでしょうか。どうですか。

また、保育を希望する保護者の子供全員を入所にするという観点から、お考えを示していただきたいと思います。

次に、土曜保育であります。現在、藤並保育所だけの1カ所となっております。そういう中で、清水の保護者の方から、藤並まで行くのが遠い、負担がかかるという

ことで、清水保育所内でもぜひ土曜保育をやってほしいという願いが出されました。やはり、距離的な問題もあり、こういう観点から必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、就学援助であります。各項目の単価、中学校のクラブ費にも支給されるべきではないでしょうか。そして、小学校の入学予定者にも入学準備金として入学前に出してはどうかという点であります。

次に、保育所の給食調理の委託の問題であります。今回、清水保育所の給食調理を民間委託にする予算が組まれています。既に民間委託されている業者と同じところを考えておられるのか、契約内容はいかがでしょうか。そして、調理員は何人、栄養士の配置、施設の使用料はとるのかどうかお聞きしたいと思います。

また、清水保育所へ入所させている保護者への説明会は行ったか。行ったとすれば、どんな御意見が出されたのか、お聞きしたいと思います。

次に、藤並やきび森の保育所の調理室の使用料は仕様書に基づいていないという説明で、過去にありました。全体の中に含まれているという答弁だったと思います。それで行きますと、人件費や施設の使用料など、プロポーザルの内容であっても、大まかな内訳が出せると思いますが、民間委託した場合の調理業務の内容、内訳を示してほしいと思います。

次に、147ページのスクールバス等運行管理委託料であります。昨年より1,588万円増額となっております。金屋地区のタクシー分や、金屋地区スクールバス分、清水地区スクールバス分の中で、清水地区分の増額になっているということで捉えていいのでしょうか。

以上、質疑をさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

それでは、増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

私のほうでは総務政策部の中でも、産業振興部、教育委員会の部分もございましたので、その分については担当部のほうから御説明させていただきます。

まず最初に、公共施設等総合管理計画における施設の更新、統廃合、長寿命化の予定についてでございますが、平成29年度において、東グラウンドのフェンス改修、吉備体育館の長寿命化、橋梁の長寿命化、水道管の更新等に取り組んでいるところであります。平成30年度については、山の家しみずの取り壊しについても予算計上させていただいているところでございます。

今後においても、水道管の更新、橋梁の長寿命化や金屋第一保育所の更新、吉備庁舎の長寿命化など、既存施設の更新、統廃合、長寿命化について検討し、取り組んでいきたいと、このように思っております。

続きまして、消耗品、備品の地元発注率はどうなっているのかという点でございますが、地元発注率についての動向については現在、把握できておりません。今後においても、地元業者で対応できるものについては、地元業者を含めた形で入札や見積もりをとるなど、少しでも多く、地元業者の受注機会をつくっていきたいと考えております。

次に、51ページの健康診断受診補助金8,000円の内容でございますが、アスベスト作業従事者に対する健康診断における法に基づく健康管理手帳交付者1名分に対する健康診断費用の補助でございます。

続きまして、51ページの公式ホームページの更新内容、委託先、更新時期についてでございますが、更新の内容はスマートフォンや多言語化、SNS対応を図るためのサーバー設定、新デザインの設計、構築、現行ホームページの移行、セキュリティ対策などです。委託先は未定でございます。更新時期は平成31年3月までには完成するよう、できるだけ早く更新をしていきたいというふうな考えでございます。

次に、59ページの女性・若者起業支援補助金の実績と今後の計画ですが、実績については、問い合わせは4件ほどありましたが、今のところ実績はゼロでございます。今年度の計画は10件分を予算計上させていただいております。

続きまして、59ページの女性によるファンづくり補助金の目標はということでございますが、今年度はインターネットによる有田川町の魅力発信するホームページの更新や、ふるさと納税推進関係事業などに対して補助を行います。最終的にはインターネットなどのSNSを活用し、特産品、人物、事業者、観光スポット、町内のふるさと納税の返礼品など、有田川町の魅力を女子目線で発信し、有田川町のファンをふやしていきたいと、このように考えております。

続きまして、63ページの定額貸切タクシーの拘束時間、補助基準、実施時期はという件でございますが、まだ詳細はできておりませんが、貸切タクシーであるので、あらかじめ予約した時間については拘束できることになります。補助基準につきましては時間貸切料を定額で利用できるように考えておりますので、通常のタクシー代と町が設定した定額の時間貸切料との差額を町が負担することになります。実施時期は7月ぐらいから始めたいと、このように考えております。

63ページの路線バス定期券購入補助の内容と購入見込みでございますけれども、補助の内容は有田鉄道の路線バスを利用して、通勤通学する町民及び有田中央高校清水分校へ通学する者に対して、定期券の購入額の2分の1を補助する内容です。購入見込みにつきましては、20名分を予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

私のほうからは産業振興部に関係いたします御質疑についてお答えしたいと思えます。

まず1点目、地方創生推進交付金事業の需用費でございますが、消耗品として39万1,000円を上げさせていただいているうちの20万円が産業振興部の対象になると思えます。20万円につきましては、ぶどう山椒ブランド化推進事業に係るものでありまして、内容は今後行う展示会等でのサンプルとして使用いたします山椒加工製品等の購入費用でございます。

続きまして、商工会の補助金につきまして御説明させていただきます。平成30年度につきましても、商工会は小規模事業者に寄り添った搬送型の支援をする経営発達支援計画について、経済産業省から認定を受けまして、いまだ景気回復の実感ができない中小、小規模事業者のため、地域の商工業が持続的に事業発展していけるよう、経営改善、普及事業や指導事業の計画を推進することとなっております。

商工会の体制につきましては、増谷議員のおっしゃったとおり、金屋支所が吉備へ統合されるとともに、清水支所は清水行政局庁舎内に移転することとなっております。支所の統合だけ見てみますと、経済的にはおおむね数十万円の減額と聞いておりますが、全体としての事業費等は今年度と変わりがございます。そういう意味合いでも補助金は今年度と同額とさせていただいているところでございます。

最後に、観光巡回バスにつきまして、今年度末をもって廃止することとなっております。巡回バス、2台の活用方法につきましては、まだ今のところ検討中でございます。維持管理に必要な経費のみうちの部で今回、予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思えます。

福祉保健部からは81ページのありがとうポイント券につきましてお答えさせていただきます。ありがとうポイント券事業につきましては、平成28年12月1日から平成29年2月28日の3カ月の間で、庄地区においてモデル事業を実施しました。委託先はNPO法人ひだまりの和で、委託料の実績につきましては6万円でありました。実施期間中に問い合わせ等は19件ありまして、このうち購入者は5名、シルバー人材センター等の他の資源につないだケースが4件でございます。販売枚数は35枚、このうちお礼として使用されたのが12枚ございました。

今後の展開につきましては、地域通貨実行委員会等において実績や問題点等、モデル事業の結果について検証し、そして検討してまいりたいと考えております。

なお特定健診の関係につきましては、国保会計関係となりますので、国保会計関係

の予算の質疑においてお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、町道整備作業員については、清水行政局管内の主要な町道で草刈りをしております。主な町道名としましては、楠本地内のダム湖日浦線、上湯川地内の福井笹ノ茶屋線や室川谷口日光線、三田島崎線、押手杉野原線、押手臼谷線などとなっております。現在のところ、地元区に草刈りを委託して、お願いしているのとあわせて、何とか草刈りについては維持ができておりますので、現在のところ増員は考えておりません。

次に2点目としまして、中井原中央線道路改良工事につきましては用地購入や物件補償の移転完了後、工事発注の予定としております。供用開始は現在は10月ごろと考えております。

3点目、空き家再生等推進事業補助金につきましては、倒壊等の恐れのある危険な建物を撤去、除去する場合のみの補助金となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

それでは、増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

最初なんですけれども、地方創生交付金事業の需用費のところ、399万1,000円というところで、20万円は先ほどありましたが、教育委員会といたしましては、絵本のまちづくりについて需要費379万1,000円ございます。内訳ですけれども、絵本関連のイベント、ワークショップなどの原材料費、またロゴマークを中心としたオリジナルグッズの作成の費用としています。また、まちかど絵本館の製作費等も入っております。以上を計上して、379万1,000円となっております。

続きまして、まちづくり推進事業の委託の件なんですけれども、まちづくり推進事業500万円、絵本の郷実施計画100万円、絵本コンシェルジュ育成事業100万円、内容ですけれども、絵本まちづくり推進事業については、絵本マルシェの開催、絵本の展示会の開催、絵本の情報誌の発行、絵本のまちシンボル化事業についての展開、まちかど絵本箱設置事業を行います。絵本の郷実施計画作成につきましては、廃校等を利用した絵本の郷づくりに向けての調査、現在、検証を行い、計画書を作成する予定となっております。以上の委託予定団体につきましては、絵本まちづくり協会を予定しております。また、絵本コンシェルジュ育成講座につきましては、町独自の

認定基準を設け、絵本に関するエキスパートの養成講座を開催する予定となっております。以上の予定団体につきましては、出版文化産業振興財団を予定しております。養成講座につきましては、読み聞かせ隊育成講座と絵本コンシェルジュ育成講座の2本立てで計画しております。まちづくり事業については以上です。

続きまして、保育士正規必要人数ということでございますが、正規必要人数という捉え方ではなく、加配等を除いた国の基準で最低必要保育士数ということで、4月1日現在で89人必要となっております。非常勤保育士については59人、予算計上させていただきます。全体の保育士の非常勤保育士の割合につきましては、43%でございます。臨時職員については、予算計上人数については22.5人、パート等で人数的には30人を超えますが、1日フルに勤務したとして積算した場合、人数としまして22.5人分、年間を通して雇える計算となっております。

また、非常勤職員の保育士の正規採用はどうかということでございますが、通常の保育士試験の中で行っていききたいと思っております。

また、保育所希望者全員入所ということでございますが、有田川町保育の必要性の認定基準によって、必要性のある児童を保育していききたいと思っております。

また、土曜保育所、清水保育所についてですけれども、現在のところ保育所に要望はございません。職員の配置状況から、個々の保育所で実施するより、1カ所で効率よく、限られた財源、人材、人員の中でできる限り保護者のニーズに応えられるようにしています。

続きまして、就学援助の件なんですけれども、前回も申したと思いますが、中学のクラブ費についてでございますが、クラブの種類等、支給の差が出たりします。県内の取り組み状況も参考に、今後研究していききたいと思っております。

小学校の入学予定者の入学準備金の支給なんですけれども、現在、入学後の支給を行っています。町の認定手続や、小学校になったときに対象から外れるなどのことも予想されます。今年度も実施しておりません。今後、県内、近隣町の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

清水保育所の給食調理の民間委託でございますが、金屋第一、第二、第三保育所の契約の中で、清水保育所を追加、変更契約で契約を行っております。株式会社K・Lと変更契約を行っております。変更契約については2月20日に契約を締結しております。調理員については、何名かということなんですけれども、聞いているのは2名となっております。栄養士等の配置については、配置すると聞いております。今までの委託と同様、施設の使用料はとっておりません。保護者への説明は行ったかということでございますが、前回までと同様、調理業務内容は今までどおり変わりはないため、保護者の説明はしておりません。調理施設については、仕様書で無償貸与することを示した上で、見積もりをとっています。人数については食数予定数をおおむね時間内提供できる人員を積算してもらっているところです。調理業務の内訳については、食材

の納入、調理、盛りつけ後、かたづけ、施設の管理、また今、言ったことについての記録簿の整理等、業務内容としております。

続きまして、スクールバス運行維持管理委託料の件なんですけども、昨年より1,588万円の増ということなんですけども、これにつきましては、スクールバスの契約について3年に一度の更新年度となっています。今年度、予算調整時期に間に合わなかったため、実際の決定価格ではなく、予定価格を計上しております。そのため、1,588万円の増となっているところでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

まず、施設の統合管理計画なんですけども、先ほどの御説明では具体的な話はなかったんですが、この間の議会の一般質問で、町長さんは保育所の統合と具体的に挙げられましたよね。だから、その点、まずそういう金屋の保育所の統合の話があったので、具体的に進んでいるのかどうか、まずその点をお聞きしたいのと、地元経済を高めるとい意味で、地元発注率を高める問題では、消耗品等々の中には、例えば修繕料も1億4,600万円余りあるし、給食原材料だけ見ても7,800万円あるし、印刷製本でも1,680万円あるし、これらも含めて、地元が発注できるものは高いと思うんで、できるだけそういう意味では発注率を高めていただいて、地元商店街を活性化していただきたいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

それから、定額貸切タクシーの貸切時間なんですけども、2時間以上だったと思うんですけれども、例えば吉備地域の方が利用する場合、2時間も要らん場合も結構出てくると違うかなという感じもするんですよ。ですから例えば1時間の設定で、幾らで出せるとか、そんなことも検討しておく必要があるんじゃないかなと思うんですが。先ほどの御説明で言いますと、補助金が民間の貸切基準が3,700円とお聞きしております。4時間単位の御説明あったときから判断しますと、町が補助を出す場合の、1時間当たり1,200円だと思うんですが、それでいいのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

それから、路線バス定期券購入補助ですけれども、現実から言いますと、社会人が利用するケースって余り考えにくいと思うんですよ。そうなったら、主な対象は高校生に限るといふふうを受け取るんですが、そうなったら担当課だけの問題と違って、どうやって分校のほうへ入学してもらう方をふやすという話にもつながっていくと思うんで。でないと、この予算を組んでも、もったいないなという形で終わってしまわないかと思うんですが、その点、町長さんも含めて、入学者が少ない、卒業生が出ていくという中で、分校の問題も含めて、どのように考えているのかなという思いがあ

るんです。その点、お答えをいただきたいと思います。

それから、絵本まちづくり推進事業ですけど、ことしで終わるといふふうにお聞きしておりますが、その成果をまず出していただきたいのと、後ほど。引き続いて絵本の郷事業計画を進めていくと思うんですが、これら全体計画を何年計画で、どんなことを進めていくのか、また後ほど出していただきたいと思います。

それから、町長さんは、この間の答弁でも待機児童をなくしていきたいという答弁をされましたので、ぜひそういう観点であるならば、正規保育士をふやして、そして施設も充実しながらやっていかないと対応できないと思うんですが、今後、そういう計画で進めていっていただけるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

施設統合の話がありました。多分、金屋の第一、第二、これの問題があつて、だんだんとやっぱり子供も減ってくるし、老朽化も進んできています。しかも1カ所、借地でたくさんのお金を払っているということで、まだ何も具体的なことは決まっていないんですけれども、その方向で今後やっていく必要があるのかなという考えを持っております。

それから、地元発注の件ですけれども、できる限り地元で発注をしていきたいというのが私の考えでありますので、できるだけ発注率を高めるように指導していきたいと思います。

それから、分校の問題なんですけど、実はこれも大変なことになっていまして、ことしは7人卒業生があつたんですけれども、来年は5人、その次は3人、ことしもどうやら入学されたのが3人だと聞いています。これも大変なことになるんで、地元の人も協力してよということ、よく地元で話をするんですけれども、やっぱり地元の高校生、去年なんかは20人ぐらい実は卒業生があつたんです。それでもやっぱり3人とか5人しかいてくれんということで、なかなかこれは非常に手だてというのか、分校については難しい問題があります。ただ、今も行ってくれているのは、地元の子ばかりということで、これは何としてでも残していただけるように教育委員会と県と話をして、存続に向けてなお一層の努力をしていきたいなと思っております。

保育所の待機児童をなくすという問題ですけれども、実はもう藤並保育所、皆さん御存じのとおり満杯になってきています。ちょっと今でも入れ過ぎかなということもありますんで、またどこか1カ所、そんなに遠くないというか、どこかもう1カ所を手だてせんと対応できないん違うかなという考えを持っています。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

定額貸切タクシーの件なんですけれども、まだ詳細についてはこれから詰めていく部分も多々あると思うんですけども、タクシー業者さんとの関係もありまして、余り複雑にならないよう、また逆に時間を短くして、どんなときにでもタクシーの半額補助みたいにならないように、それも予算的なことをございますので、いろんなことも考えて、これからもっと詰めていきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第7号、平成30年度一般会計予算に対する、反対の立場から討論を行います。

第1に、3年目を迎えた地方創生事業であります、なかなか全体像が見えてこないという点であります。また、どういう点で成果が上がっているのかわからない状況になります。そして、この事業について一部のところへ委託になっているのではないかとこの点であります。

2つ目に、第2次集中改革プランに基づき、清水保育所の給食が民間委託になったり、これで町内の公立保育所の給食が全部民間委託となりました。また保育士で見ますと、非正規保育士の比率が半数近くになり、正規必要保育士とされる方が89に対して、充足率が大体60%台ではないかと考えます。保育士の不足や保育士が足りないために、いわゆる育休退園にもなっております。さらに、土曜保育については、希望者がないと言われておりますが、私どもがとったアンケートでは希望がありました。そういう点では小さな声にも目を向けて、やはり距離の問題もあって、考えるべきではないでしょうか。そして、機関委任事務もふえてきまして、現在の業務が多くなり、一方で正規職員を減らしている中で、公務労働を非常勤職員や臨時雇いで対応せざるを得ない状況になります。

3つ目に、地域経済の活性化の観点から、需用費の消耗品費や修繕料など、まだまだ地元発注率を高めるべきであります。

5つ目に就学援助については、クラブ活動についても適用し、また消費税増税分にも対応すべきであります。

6つ目に生活扶助費の基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度など、受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てくることであります。

7つ目に、マイナンバーの予算措置が組まれている点であります、しかし一方で

町民の皆さんの要望をくみ上げた、18歳までの医療費の無料化や、道路予算、そしてさまざまな施策がありますけれども、以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第8号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第8号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷であります。

議案第8号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算について質疑をさせていただきます。

まず、直近の被保険者数を示していただきたいと思います。

2つ目に、過去3カ年の保険給付費の平均の25%だと、幾らになるのでしょうか。示していただきたいと思います。

今回の改正で平均して税額がどのくらい下がるのか。全世帯で下がるのか、上がる世帯がどれくらいあるのか。その世帯の所得はどのくらいになるのか示していただきたいと思います。

次に、税を下げた分の財源であります。どのように確保されていかれるのか、示していただきたいと思います。

次に、今回、税が下がるのは今年度だけではないのか。来年度以降はどのようにっていくのか示していただきたいと思います。

次に、受診勧奨業務委託料340万2,000円を予算化されていますが、受診を促進しながら、その一方で集団健診が十分できないことから、矛盾が出てこないか心

配しているわけですが、その点いかがでしょうか。

最後に、累計滞納額は現在どのようになっているのか、示していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、平成30年度の被保険者数ということですが、当初で8,105人を見込み数として計上しております。

次、過去3カ年の保険給付費の平均の25%だと幾らになるのかにつきましては、平成26年度、平成27年度、平成28年度の保険給付費の3カ年平均で、約6億876万6,000円でございます。

次に、今回の税率改正で平均して税額がどのくらい下がるのかにつきましては、1世帯当たり平均で9,965円の負担減少を見込んでおります。また全世帯で下がるのか、上がる世帯はどれぐらいあり、その世帯の所得はにつきましては、ほぼ全ての世帯で税負担が減少いたしますが、上がる世帯は医療費で税率を引き下げても、限度額に到達する高額所得の世帯です。平成29年度の課税状況を改正税率で試算しますと、116世帯で税額が増となり、増額となる世帯の所得については世帯ごとの被保険者数や固定資産税などの状況にもよりますが、平均所得は約670万円となっております。

次に、下がった分の財源はどうかにつきましては、財政基盤の強化を図るため、国からの財政支援としまして、3,400億円の公費拡充がなされております。

次に、下がるのは今年度だけで、来年度はどうかということですが、所得の状況や医療費の影響により、税率の見直しを余儀なくされる場合も考えられますが、厚生労働省は毎年、約3,400億円の財政支援を行う方針を示しておりますので、現状を維持できると考えております。なお、今後、国からの支援が縮小されるような場合には、新制度の円滑な実施のためにも、地方三団体などを通じて、これまでと同様に要望してまいりたいと考えております。

次に、累計滞納額はどうかにつきましては、現時点から見込んだ、平成29年度末の累計滞納額は約8,226万円で、平成28年度末の約9,228万円から約1,002万円減少する見込みです。

私からは以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。一般会計審議の際の御質疑の合わせてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、特定健診などについて、平成28年度実績、また平成29年度のわかる範囲での集団健診と医療機関での各受診者数と受診率ということでございますが、特定健診の平成28年度の実績につきましては、対象者40歳から74歳となりますが、5,866人でございます。そのうち受診者数は1,950人です。内訳としまして、集団健診で639人、人間ドックで960人、個別に医療機関で受診で351人となっております、受診率は33.2%でございます。

平成29年度につきましては、12月末までで対象者は5,900人でございます。そのうち受診者数は1,595人です。内訳としまして、集団健診で592人、人間ドックで739人、個別に医療機関受診で264人となっております。平成29年12月末現在の受診率は27%でございます。平成29年度末の受診率は33%を見込んでおります。

続きまして、受診率60%は達成できるかということでございますが、国の定める受診率の目標が60%で、これが基準となっております、現状から考えると難しい数値目標でございます。

続きまして、受診勧奨業務委託料340万2,000円と、体制からして矛盾してはいないのかということでございますが、和歌山県民総合健診センターでは、県内の巡回日程から有田川町分の集団健診日程を今以上にふやすことはできないとの回答でございますので、個別受診が中心となってまいります。有田医師会と連携を密にして、個別受診の受診率向上を図ってまいりたいと思えます。

以上です

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。再質疑をさせていただきます。

健診については、県民総合健診センターでは難しいと言われたと。となったら、個別受診というふうになるんですが、その辺はそういう方向で行くなら、個別受診への指導といいますか、啓発が物すごく要ってくると思うんですね。その辺、十分できるのかという点と、それから健診センターの健診については、有田川町だけの問題と違って、県下全体の問題にもかかわってくる問題なので、引き続いて町長のほうから、体制強化を含めて、県への要請をぜひ上げていただきたいと思います。

国保を下げた状態というのは行けるということでありました。しかし、心配するのは、今後、医療費の適正化計画や収納率向上が現実に関われてきて、その結果によって補助金も左右してくるという仕組みに変わってきますので、大変心配するわけですが、その点も含めて今回、初めて税を引き下げいただいた点で、私は賛成したいと

思いますけども、今、言った点で、ぜひ本当に国がそういうふう guidance しておりますので、しっかり見守っていただいて、そうならないように、税が上がることのないように頑張ってくださいと思います、その点いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

健診センターの件については、おっしゃるとおり、うちの問題だけと違うので、町村会へあげて、要望を持っていきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第9号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第9号、平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第9号、後期高齢者医療特別会計予算について質疑をさせていただきます。

まず1点目は後期高齢者の被保険者数、直近の数字で示していただきたいと思ます。そして、本町の場合、保険料の引き上げは平均どれぐらいになるのか示していただきたいと思ます。

また、限度額62万円の対象人数と、これの人数はいかがでしょうか。所得の少な

い方にかかる保険料の軽減、5割や2割軽減の各対象見込み人数はいかがでしょうか。そして、均等割の9割軽減対象見込み数と、一般と被扶養者人数で見込みはいかがでしょうか。また、8.5割軽減対象見込み数はいかがでしょうか。

次に、均等割被扶養者の7割軽減がなくなって、5割軽減になりましたが、影響を受ける見込み人数はいかがでしょうか。また、所得割の2割軽減の廃止による影響を受ける見込み人数はいかがでしょうか。

次に、集団健診が今回、できるようになりましたが、今回の集団健診の対象人数はいかがでしょうか。

以上、示していただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、平成30年度の被保険者数ということですが、当初で5,037人を見込みとして計上しております。

続きまして、本町の保険料の引き上げは平均どれぐらいになるのかにつきましては、保険料率の見直しと制度改正による軽減特例措置の見直しや、限度額の引き上げによる影響もあり、1人当たり1,493円の増を見込んでおります。

次に、限度額62万円の対象人数と超える人数につきましては、平成30年度の制度改正によりまして、保険料賦課限度額が57万円から62万円に改正されることに伴い、28人の方が影響を受ける見込みです。そのうち、22人の方が限度額を超えると見込んでおります。

次に、所得の少ない方にかかる保険料の軽減、5割、2割の各対象見込み人数につきましては、5割軽減の方で389人、2割軽減で321人を見込んでいます。

続きまして、均等割の9割軽減と8.5割軽減の対象者の一般と被扶養者での人数見込みはどうかにつきましては、9割軽減の一般対象者は1,267人、被扶養者で282人です。また、8.5割軽減の一般では993人、被扶養者では176人を見込んでおります。

次に、均等割被扶養者の7割軽減が5割軽減に改正された影響を受ける見込み人数につきましては、232人を見込んでおります。次に、所得割、2割軽減の廃止で影響を受ける見込み人数につきましては、509人を見込んでおります。なお、これらの見直しは平成24年度制度改正に当たり、激変緩和の観点から国の予算措置により平成29年度まで特例が継続されていたものです。なお、低所得者に対する9割、8.5割軽減は当面継続されますので、御理解をお願いいたします。

次に、2年に1回の保険料見直しによる保険料の負担増につきましては、本町では1人当たり平均で387円の増を見込んでおります。

私からは以上でございます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。集団健診の対象人数についてでございますが、現在行われております集団健診の空きスペースを利用して160名程度、また後期高齢者のために特別に平日の金屋文化保健センター、2回分の健診を取りつけまして、これで60名程度、合わせて220名程度が受診できると見込んでございます。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第9号、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

もともとこの制度は、国の医療費の削減を目的に75歳以上という年齢で、いわゆる差別する医療制度を設けたのがきっかけであります。保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにもなっています。今回、保険料の見直しの時期に当たり、基金を投入しても、1人当たり1,490円の引き上げとなっております。所得の少ない家庭の軽減策もありますが、応能益比率50対50の関係で、加入者全員の負担となります。県後期高齢者医療広域連合の試算でも75歳以上の1人世帯の場合で年金収入210万円だと、1万800円の負担増の8万6,800円となります。また、世帯主が子供で、75歳以上の高齢者が1人の場合、年金収入210万円の世帯だと、1万1,100円の負担増の、9万5,900円となります。さらに75歳単身世帯で、年金収入80万円の方が世帯主の子供と同一世帯になりますと、保険料が一気に4,500円から4万5,800円の、約10倍にもなってしまいます。均等割の7割軽減が5割軽減になる人は230人の見込みであり、また所得割、2割軽減の廃止で、500人程度の影響を受ける見込みとなっております。そして、廃止を検討している低所得者対策の9割、8.5割軽減制度がなくなれば、この制度が本来もたなくなってしまう。

以上の理由により、反対といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第10号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第10号、平成30年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第10号について質疑をさせていただきます。

今回、3年に1回の制度見直しで、保険料が引き上がることになっておりますが、段階別に引き上がった分の年額は幾らになるのでしょうか。

また、保険料滞納者がふえてきているのではないかと思います。特に第1段階該当者が非課税世帯であります。こういう第1段階が多いのではないかと思います。いかがでしょうか。

補足給付の対象外の人数はどのようになっていますか。合計所得160万円以上の方は2割負担になっておりますが、対象見込み人数はいかがでしょうか。

また、要支援1、要支援2の該当者数はどのようになっていますか。

次に、新総合事業の訪問・通所介護の報酬単価は下がっているのではないかと思います。いかがでしょうか。また新総合事業での受託事業者はシルバー人材センターだけなのでしょうか。

以上、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、段階別に引き上がった分の年額につきましては、介護保険料の段階は収入等の状況により、9つの段階に分かれております。第1段階においては2,700円、第2段階、第3段階において4,500円、第4段階において5,400円、基準額である第5段階においては6,000円、第6段階においては7,200円、第7段階においては7,800円、第8段階においては9,000円、第9段階においては1万200円の上昇となっております。

続きまして、保険料滞納者につきましては、毎年減少傾向となっております。なお、滞納者は第1段階に最も多くなっております。

続きまして、補足給付の対象外の人数でございますが、負担限度額減額認定証の申請を却下した人数は平成30年2月末時点で8人となっております。内訳としましては、課税状況によりまして4名、預貯金の状況によりまして4名となっております。負担限度額減額認定証申請については、世帯の課税状況のほかに、預貯金等を勘案しなければならず、この預貯金等を町では把握できないため、まことに申しわけございませんが、却下者数のみの回答でございます。

続きまして、合計所得160万円以上の方は2割負担となっているが、対象者につきましては、平成30年2月末時点で72名でございます。

続きまして、要支援1、要支援2の該当者につきましては、平成30年2月末時点で、要支援者1は191人、要支援2は339人となっております。

続きまして、新総合事業の訪問・通所介護の報酬単価につきましては下がってはございません。

続きまして、新総合事業での受託者につきましては、平成29年度より新しく開始した事業でございます。基準を緩和した事業としましてシルバー人材センターにおいて家事支援サービスを実施しております。

また、短期集中的にリハビリテーションサービスを提供する短期集中型介護予防事業につきましては、特別養護老人ホームしみず園が受託者となって実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第10号、平成30年度介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今年度から3年間、事業計画に基づき、制度を見直しました。公的介護や医療保険のあり方を崩す医療介護総合法によって、介護に係る予算を削減するために、本格的に実施される年度になります。そして、要支援1、要支援2の方については、訪問介護、通所介護が介護保険から外されて、新総合事業に振り分けられる、単なる家事援助のような内容に変わってくるのではないのでしょうか。

そして、介護サービスを行う受け皿としてシルバーやNPOなど、地域に任せてしまうことになってしまいます。

また、介護保険料は基準額で500円上がりました。これで毎回の引き上げとなってしまいます。介護保険料を滞納すると、サービスは受けられませんが、滞納者は78人ほどあったと思いますが、合計所得が160万円以上の方を対象に、自己負担を1割から2割に引き上げます。後期高齢者医療の現役並み所得が年収360万円以上であることと比べても、厳しい線引きになっております。

また、施設入所者の補足給付の対象外になる方もおられます。介護の充実を求める施設をふやしたり、給与を引き上げると、その分の負担は介護保険料にはね返るシステムを変えなければなりません。介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない状況になります。

介護保険制度は家族介護から、社会で支える介護スローガンで出発しましたが、今や負担増やサービスの取り上げ、認定率の抑制、在宅に切りかえで、無理やり元気な高齢者をつくるやり方では制度自体ももたないことを申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第11号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第11号、平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第12号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第12号、平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第13号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 8、議案第 13 号、平成 30 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2 番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。

議案第 13 号、公共下水道事業特別会計予算について、質疑をさせていただきます。まず、第 1 期と第 2 期の地区全体の直近の全体戸数と、その中での供用開始戸数はどのようになっていますか。御説明をいただきたいと思います。

また、第 3 期計画まで入れますと、総戸数は全体で何戸になるのか示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

それでは増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

平成 30 年 1 月末現在の数字となりますが、第 1 期と第 2 期につきましては、全体戸数を公共ます設置件数としまして、2,390 件で、そのうち供用開始戸数は 1,440 件であります。第 3 期につきましては、現在事業中であり、公共ます設置件数は確定しておりませんが、戸籍数によりますと、1,793 世帯あります。第 3 期までの総戸数は 4,183 戸となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2 番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。

議案第 13 号、平成 30 年度公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。第 1 に、今年度予定されている消費税が引き上がりますが、そうなりますと、また使用料が超過分が引き上がることになってくるのではないのでしょうか。

第 2 に、事業を進めれば進めるほど膨大な先行投資となり、景気の悪い中でつなぎ

込みもなかなか進まない状況になりますが、これまでも早くつなぎ込んでもらうために、早期接続奨励金の予算化を進めておりますが、今年度も660万円でありますけども、現状としては大きく進んでいないようであります。

また、指定地域の問題であります。これは全戸数を分布していませんから、今の御説明ではつなぎ込み率も高くなってしまいます。こういう状況では、今後収支は合わなくなってまいります。

農業集落排水事業では5つの地域の中で、十数年たっていますが、最高でも90%台であります。しかし、公共下水道事業では、このような率では経営が成り立ってきません。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなり、使用料の引き上げや一般会計からの繰り入れが必要となってまいります。そうなりますと、財政全般的に圧迫が予想されますし、地方債残高がふえて将来の財政見通しがつかなくなってくるのではないかと思います。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第14号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第14号、平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第15号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第15号、平成30年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第16号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、議案第16号、平成30年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 1 7 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 2、議案第 1 7 号、平成 3 0 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 3 議案第 1 8 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 3、議案第 1 8 号、平成 3 0 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第19号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、議案第19号、平成30年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第20号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議案第20号、平成30年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 6 議案第 2 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 6、議案第 2 1 号、平成 3 0 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 7 議案第 2 2 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 7、議案第 2 2 号、平成 3 0 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第23号……………

○議長（殿井 堯）

日程第18、議案第23号、平成30年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時54分

再開 11時09分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………日程第19 議案第24号……………

○議長（殿井 堯）

日程第19、議案第24号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第25号……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、議案第25号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第21 議案第26号……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、議案第26号、有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 2 7 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 2、議案第 2 7 号、有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 2 8 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 3、議案第 2 8 号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 4 議案第 2 9 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 4、議案第 2 9 号、有田川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 5 議案第 3 0 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 5、議案第 3 0 号、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 6 議案第 3 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 6、議案第 3 1 号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 7 議案第 3 2 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 7、議案第 3 2 号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 8 議案第 3 3 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 8、議案第 3 3 号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議案第 3 4 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 9、議案第 3 4 号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第30 議案第35号……………

○議長（殿井 堯）

日程第30、議案第35号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第36号……………

○議長（殿井 堯）

日程第31、議案第36号、有田川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第37号……………

○議長（殿井 堯）

日程第32、議案第37号、有田川町個人情報保護条例及び有田川町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第38号……………

○議長（殿井 堯）

日程第33、議案第38号、有田川町公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第34 議案第39号……………

○議長（殿井 堯）

日程第34、議案第39号、和歌山県と有田川町の公平委員会に関する事務の委託
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第35 議案第40号……………

○議長（殿井 堯）

日程第35、議案第40号、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意につ
いてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第36 議案第41号……………

○議長（殿井 堯）

日程第36、議案第41号、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第37 議案第42号……………

○議長（殿井 堯）

日程第37、議案第42号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第38 議案第43号……………

○議長（殿井 堯）

日程第38、議案第43号、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第39 議案第44号……………

○議長（殿井 堯）

日程第39、議案第44号、有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岡省吾君の退場をお願いします。

〔岡 省吾君 退場〕

○議長（殿井 堯）

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

それでは、ここで長い間、町発展のため尽力いただきました職員の皆様が、本年3月31日をもって退職されます。総務政策部長より退職される皆様の役職、氏名の紹介の申し入れがありましたので許可します。

総務政策部長、中裕準君。

(退職者 入場)

○総務政策部長（中裕 準）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日付をもって退職する管理職の方々を紹介させていただきたいと思えます。

住民税務部長の清水美宏さんです。

福祉保健部長の早田好宏さんです。

そして、清水行政局長の中野裕示郎さんです。

以上3名の方々です。

○議長（殿井 堯）

退職者を代表して、住民税務部長、清水美宏君から挨拶の申し出がありましたので許可します。

清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、高いところから僭越ではございますが、退職者を代表して御挨拶をさせていただきます。

本日は私たちのためにこのような貴重なお時間をいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。このたび、ここにおります私たち3名のほか5名、総勢8名が3月31日をもちまして退職いたします。私たちはそれぞれの思いを胸に役場に奉職以来、最長者で42年間という長い間、大過なく任務を遂行することができましたのも、議員皆様方の心温まる御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝申し上げます。また、町長初め、よき上司、同僚、後輩にも恵まれていたと改めて感じております。お世話になりました、ありがとうございます。

今後は、私たちはいち町民となり、それぞれの道を歩みますが、有田川町の発展のため何かのお手伝いのできれば幸いと考えております。退職いたしましても、まことに勝手なお願いではございますが、今まで同様の変わらぬ御厚情と、変わらぬお付き合いのほどをお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方並びに町執行部の皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、有田川町のますますの発展のために御尽力を賜りますことを切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（殿井 堯）

退職される皆様に申し上げます。長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に御苦勞さまでございました。

〔拍手〕

（退職者 退場）

……………日程第４０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第４０、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第４１ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第４１、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第42 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第42、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第43 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第43、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時31分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

2 番 議 員 増 谷 憲

1 5 番 議 員 湊 正 剛